平成２４年（フ）第１０３３号
名古屋市南区南野３丁目242番地
破産者　カクム工業株式会社
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６４号
島根県出雲市高松町797番地
破産者　松川株式会社
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第３７３号
岡山市中区山崎108番地６
破産者　妹尾　眞吾
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４７９号
岡山市南区当新田109番地１
破産者　坪井　孝一
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４８０号
岡山市南区当新田109番地１
破産者　坪井　孝子
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３３号
静岡県富士市今泉2092番地の１　レオパレスウィング103号、前住所静岡県富士市中央町３丁目７番７号
破産者　小松　保元
1　決定年月日　平成25年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第５０号
静岡県富士市入山瀬883番地の２
破産者　鶴見　勝宏
1　決定年月日　平成25年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１００号
三重県伊勢市村松町明野1365番地22、旧本店所在地三重県伊勢市二俣１丁目１番22号
破産者　株式会社マサゴヤ
1　決定年月日　平成25年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊勢支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第６０号
長崎県佐世保市御船町16番19号、旧住所長崎県佐世保市今福町233番地１　ウイング御船Ⅱ1308号室
破産者　石田　　学
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１７１号
長崎県佐世保市花高１丁目16番13号、旧住所長崎県佐世保市有福町570番地27
破産者　橋本　英子
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１７８号
長崎県佐世保市矢峰町175番地４
破産者　江頭　幸男
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第３８号
宮城県本吉郡南三陸町歌津字松の崎30　名足仮設８－２、住民票上の住所宮城県本吉郡南三陸町歌津字名足36番地１
破産者　阿部　　哲
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第２２４８号
札幌市豊平区平岸１条15丁目５番５号　ロータスハイツ平岸205号
破産者　多田　　豊
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２３８号
名古屋市港区津金１丁目13番25号、申立時の住所名古屋市南区南野３丁目149番地
破産者　各務　栄一
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５１４号
名古屋市緑区青山４丁目409番地
破産者　村瀬　好子（旧姓各務）
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６０１号
愛知県知多郡東浦町大字藤江字ふじが丘６番地の２、従前の住所埼玉県久喜市桜田２丁目２番１－425
破産者　秦　　昌史
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１３２号
京都府宇治市宇治琵琶16番地の２　ユニライフ宇治琵琶Ⅱ109号
破産者　森田　　清
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５９号
兵庫県豊岡市下陰238番地の７
破産者　たにぐち商店こと　谷口　英躬
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係